

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	1	合併の方式に関すること	関係項目	
調整方針	合併の方式は、新設合併とする。			
現 況				調整理由・課題
区 分	新設合併(対等合併)		編入合併(吸収合併)	
定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。		市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入(吸収)することで、市町村の数の減少を伴うもの。	
法人格	合併関係市町村の法人格はすべて消滅し、新たに市町村が設置される。		編入される市町村の法人格のみ消滅。編入する市町村の法人格は存続。	
市町村長の身分	<原則> 合併関係市町村の長はすべて身分を失い、50日以内に選挙 <特例> 新市町村長が選出されるまでは、合併関係市町村長の中から協議で職務執行者を置く。		<原則> 編入される市町村の長は、すべて身分を失う。編入する市町村の長は、そのまま在職。 <特例> なし	
選挙管理委員の身分	<原則> 合併関係市町村の委員は、すべて身分を失う。 <特例> 新市町村議会で選挙されるまでの間、合併関係市町村の選挙管理委員の互選により充てられる。		<原則> 編入される市町村の委員は、すべて身分を失う。編入する市町村の委員がそのまま在職。 <特例> なし	
議会の議員の身分	<原則> 合併関係市町村の議員はすべて身分を失い、設置された新市町村の議員の定数により、50日以内に選挙。 <定数特例> 新市町村の議員の定数を法定の上限の2倍以内の数まで増加できる。 <在任特例> 合併後2年以内に限り、選挙を行わず、合併関係市町村の議員が、そのまま新市町村の議員として在任できる。		<原則> 編入される市町村の議員は身分を失い、人口の増加に伴い、議員の定数を増やす場合は、50日以内に増員選挙を行う。 <定数特例> 編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の議員の定数を乗じて得た数を編入する市町村の議員の定数に加算できる。この場合、編入される市町村の区域を選挙区とし、加算数の議員を選出する。ただし、任期は、編入する市町村の議員の残任期間。この特例は、合併後最初の一般選挙にも適用できる。 <在任特例> 編入する市町村の議員の在任期間に限り、合併関係市町村の議員がそのまま編入する市町村の議員として在任できる。	
農業委員の身分	<原則> 合併関係市町村の農業委員は、すべて身分を失う。 <特例> 選挙による委員は、10人～80人の範囲で、合併後1年間以内に限り、新市町村の農業委員として在任できる。		<原則> 編入する市町村の農業委員は身分変動なし。編入される市町村の農業委員のみ身分を失う。 <特例> 選挙による委員のみ40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に限り、そのまま在任できる。	
特別職の身分	<原則> 合併関係市町村の特別職はすべて失職し、新市町村で新たに選任する。 <特例> なし		<原則> 編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町村の特別職の職員は、すべて失職する。 <特例> なし	
一般職の職員の身分	<原則> 合併関係市町村の職員は、すべて身分を失う。 <特例> 一般職の職員は、身分を保有するよう措置される。		<原則> 編入する市町村の職員の身分変動なし。編入される市町村の職員は、すべて身分を失う。 <特例> 一般職の職員は、身分を保有するよう措置される。	
条例、規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定する。		編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則を適用する。	

【理由】
 これまでの経緯を踏まえ、6市町村が対等の立場で住民福祉の増進を目指し、新しいまちづくりを進めるという共通認識のもとで、新設合併とする。

議案第7号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	1	合併の方式に関すること	関係項目		
		現	況		
・最近の事例					
		合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	協議開始年月日
新 設		平成15年1月29日	大崎上島町 (広島県)	大崎町、東野町、木江町	平成13年7月1日 (任意)
		平成15年3月1日	廿日市市 (広島県)	佐伯町、吉和村	平成13年8月 (任意)
		平成15年3月1日	南部町 (山梨県)	南部町、富沢町	平成13年12月17日 (任意)
		平成15年4月1日	東かがわ市 (香川県)	引田町、白鳥町、大内町	平成12年4月1日 (法定)
		平成15年4月1日	あさぎり町 (熊本県)	免田町、上村、岡原町、須恵村、深田村	平成10年4月1日 (任意)
		平成15年4月1日	静岡市 (静岡県)	静岡市、清水市	平成10年4月1日 (法定)
		平成15年4月1日	宗像市 (福岡県)	宗像市、玄海町	平成12年4月5日 (法定)
		平成15年4月1日	神流町 (群馬県)	万場町、中里村	平成13年6月7日 (任意)
		平成15年4月1日	南アルプス市 (山梨県)	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	平成12年4月1日 (法定)
		平成15年4月1日	山県市 (岐阜県)	高富町、伊自良村、美山町	平成13年2月21日 (任意)
		平成15年4月21日	周南市 (山口県)	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	平成14年6月1日 (法定)
		平成15年5月1日	瑞穂市 (岐阜県)	穂積町、巣南町	平成14年9月25日 (法定)
		平成15年9月1日	千曲市 (長野県)	更埴市、上山田町、戸倉町	平成12年7月10日 (任意)
	編 入		平成15年2月3日	福山市 (広島県)	福山市、内海町
		平成15年4月1日	呉市 (広島県)	呉市、下蒲刈町	平成13年6月 (任意)
		平成15年4月1日	新居浜市 (愛媛県)	新居浜市、別子山村	平成14年4月1日 (法定)
		平成15年6月6日	野田市 (千葉県)	野田市、関宿町	平成14年4月12日 (法定)
		平成15年7月7日	新発田市 (新潟県)	新発田市、豊浦町	平成14年1月25日 (任意)
		平成15年8月20日	田原市 (愛知県)	田原町、赤羽根町	平成15年2月5日 (法定)